

委託業務仕様書

1. 委託業務名

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業

2. 委託業務の目的

本県では、令和4年4月に施行した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」において水素エネルギーの利用の促進を図ることを位置付けるとともに、令和7年5月に設立した「しが水素拠点形成コンソーシアム」のもと、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けて、本県の特徴を活かしたプロジェクトの創出を目指している。

本県は全国有数の内陸工業県であり、県内の産業分野において水素を化石燃料の代替エネルギーとして使用する場合、需要ポテンシャルを20万トン/年と試算した。この水素需要を賄うためには大量の供給を要することから、県外から水素1次受入ハブ^{※1}へ水素を輸送・貯蔵し、1次受入ハブから2次需要ハブ^{※2}へ輸送・利活用する水素サプライチェーンの構築を目指している。令和7年度は1次受入ハブの実現可能性調査を行い、水素キャリア別の比較等の検討を行った。

本事業では、令和7年度の調査結果を踏まえ、水素1次受入ハブとの連携を前提とした2次需要ハブ形成に関する実現可能性調査を行うとともに、プロジェクトの実現に向け、企業連携によるプロジェクトの動き出しの促進を図ることとする。

※1 県外から運搬されてきた水素の受入や貯蔵、他地域への供給を行う拠点のこと。

※2 1次受入ハブから水素を受入、利活用する工業団地等の水素需要地のこと。

3. 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 委託業務の内容

受託者は、県担当者と十分な協議の上、以下の業務を実施すること。

また、業務の実施にあたり、県が運営する水素サプライチェーン構築に資するプロジェクトの組成を図る組織体「しが水素拠点形成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」と密に連携すること。

(1) 水素1次受入ハブとの連携を想定した水素2次需要ハブに関する調査検討

水素1次受入ハブから輸送された水素等を産業団地等で受入、複数事業者が水素等を面的に活用することを想定し、下記ア) からイ) を実施すること。

ア) 2次需要ハブにおける水素等受入体制の整備に向けた調査検討

2次需要ハブの候補地となる産業団地等を複数選定し、1次受入ハブから供給される水素キャリア毎に必要な2次需要ハブの設備フロー、用地規模および法規制への対応等を比較検討すること。

また、想定されるパターンの中で実現可能性が高いものについては、以下イ)を実施すること。

イ) 2次需要ハブモデル案の作成

以下、①から④を実施の上、2次需要ハブモデル案を作成すること。

- ① 複数事業者が効率的に水素等を活用することを想定し、必要な設備フロー、用地規模および法規制への対応等の整理をすること。
- ② 2次需要ハブ候補地における事業者と連携を図り、水素の需要量および温室効果ガス排出削減量の算定をすること。
- ③ “水素 Ready”の状態創出につながる短期的な水素利活用モデルの整備を経て、段階的に実現することができるモデル案であること。
- ④ 短期的な水素利活用モデルの実現に向け、連携企業を抽出し、プロジェクトの動き出しの促進に資する支援等を行うこと。

(2) モビリティ分野における水素需要創出に関する調査検討

燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域（以下「重点地域」という。）の選定要件を踏まえた本県の現状把握および課題整理等を行うとともに、本県のモビリティ分野における水素需要が見込まれる地域や水素ステーションの適地等を取りまとめること。

また、第1回の重点地域の地方公共団体基準である「協議会等での水素需要の取りまとめ」を見据え、コンソーシアムの枠組みの中で、自動車メーカーや運送事業者、荷主、水素ステーション事業者等の関係者によるワーキンググループを組成するなど、継続して議論を行う体制を構築すること。

なお、取りまとめ内容についてはワーキンググループ等において関係者と意見交換を行い、内容の充実を図るとともに、国施策への接続を図るための提案を行うこと。

(3) 拠点形成プロジェクト創出に向けた情報整理およびプロジェクト動き出しの促進

本事業の調査結果等を活用し、必要に応じて令和7年度調査内容の更新を行うこと。

また、プロジェクト創出に向けて、下記ア)からウ)を実施し、これにより得た結果は、(1)および(2)の調査結果にフィードバックすること。

ア) 国等の支援獲得に向けた助勢

国等の支援獲得に向け、県が主導して国等の機関と調整を行っていくものとし、以下①および②の助勢等を行うこと。

① 国等の機関への説明資料の作成

本事業や調査結果等を分かりやすく伝えるための説明資料を作成すること。

② 国等の機関との調整時期や内容の提案

国等の機関と調整を図るにあたり、最適な時期や内容の提案を行うこと。

イ) コンソーシアムの運営支援等

県が運営するコンソーシアムについて、以下の支援を行うこと。

① コンソーシアム会合の企画・開催

プロジェクト創出に向けた機運を醸成させるために最適な回数、議題および方法により実施することとし、会合の運営（企画立案、開催準備、外部講師を依頼する場合にはその手配、進行・ファシリテーション、配布資料の作成、議事録の作成など）を行い、各種支払い関係について、報償費・費用弁償を含め、会場等の使用実績に応じた支払いを行うこと。また、会合の開催方法および内容等については、県担当者と相談の上、決定すること。

② ワーキンググループの開催

プロジェクト創出に向けて、最適な回数、議題および方法により実施することとし、ワーキンググループの運営（企画立案、開催準備、進行・ファシリテーション、配布資料の作成、議事録の作成など）を行い、各種支払い関係について、会場等の使用実績に応じた支払いを行うこと。また、ワーキンググループの開催方法および内容等については、県担当者と相談の上、決定すること。

③ コンソーシアムを活用した取組の提案

水素等サプライチェーン構築に関する普及啓発活動や新たに取り扱うべき検討テーマ等、コンソーシアムを活用した取組の提案を行うこと。

ウ) プロジェクト創出に向けた情報整理

本事業等で得た情報等から、プロジェクト創出に向けた企業を含んだ体制の検討やプロジェクト創出で必要となる新技術の実証等を整理すること。

5. 成果品

- ・委託内容の成果をまとめた事業実施結果概要 A4 5部
- ・委託内容の成果をまとめた事業実施報告書 A4 5部
- ・電子データ 一式

6. 納品場所

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

7. その他業務にあたっての留意点

- ① 受託者は、業務全般の管理、監督および県との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- ② 作成資料等において他の個人または団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合

は、引用した文献等の名称を明記すること。

- ③ 業務の進捗状況について、7月末頃に中間報告を行うこと。
- ④ 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ⑤ 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、県と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ⑥ 本業務の成果及び著作権は滋賀県に帰属するものとする。
- ⑦ 成果品については、翌年度以降の業務実施における業者選定手続き等において、必要に応じて、県 HP 等で公開することがある。成果品に公開することが望ましくない情報を含む場合は、県担当者と相談すること。
- ⑧ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ⑨ 受託者は、水素に関する国や地方自治体のロードマップや戦略策定、技術調査等の業務について受託経験や知見を有する事業者とする。
- ⑩ 受託者は、ヒアリングやワーキング等の技術的な議論を行う場では、先端の水素技術や国の水素基本戦略に関する知識を有した者を配置すること。
- ⑪ 受託者は、高圧ガス製造保安責任者の有資格者等、高圧ガスの製造保安に関する有識者を入れた体制とすること。